

令和8年1月27日

令和7年度大田区青少年問題協議会
(第2回)

令和7年1月27日

午後1時10分開会

○竹田青少年・生涯学習担当課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これより令和7年度第2回青少年問題協議会を開催させていただきます。生涯学習担当課長の竹田と申します。よろしくお願いいたします。

この協議会は、公開原則にのっとりまして傍聴制度を導入しており、区ホームページにて本会議録の公開を予定しております。

また、本協議会の会長は、大田区青少年問題協議会条例第4条第1項におきまして、区長が務めることと定めております。

開会に当たりまして、本協議会の会長であります鈴木区長より御挨拶を申し上げます。

○鈴木区長 皆様、こんにちは。連日、寒い天候が続いておりますが、本日は、令和7年度第2回青少年問題協議会を開催させていただきましたところ、御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より大田区の青少年健全育成に御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。着座にて御挨拶をさせていただきます。

さて、本協議会は、昭和29年の戦後混乱期において、青少年の非行に係る指導、育成、保護、矯正を目的に設置され、委員の皆様とともに長い歴史を歩んでまいりました。一方で、設置当初から時代は移り変わり、少子化、世帯構成の変化、情報化の進展やそれに伴うSNSの急速な普及等を背景として、現代の青少年を取り巻く環境においては、地域や他者とのつながりが希薄化し、課題は表面化しづらく、複雑かつ多様化しております。このように変化する社会動向を踏まえ、区は、令和7年3月に策定した大田区基本計画で、基本目標の第一に、「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」を掲げ、その実現に向けて取組を進めております。

本協議会においては、昭和29年設立以降の時代の変化、現在、国が示すこどもまんなか社会の考え方、区の基本計画におけるこども・若者への施策の方向性を踏まえ、協議会の在り方そのものについても、委員の皆様から率直かつ建設的な御意見をいただきたく存じます。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○竹田青少年・生涯学習担当課長 ありがとうございました。

当協議会では資料をペーパーレス化しています。資料の確認に入る前に、タブレットの操作方法について説明いたします。画面は事務局が操作をしますので、皆様に操作をしていただく必要はありませんが、拡大したり、見たい資料を見ていただくために、基本的な動作を一緒に確認したいと思います。

—————タブレットの操作方法の説明—————

それでは、今回、タブレットに配信をしている資料を確認いたします。

まず、

- ・ 本日の次第
 - ・ 資料 1 大田区青少年問題協議会の委員名簿
 - ・ 資料 2 令和 7 年度第 2 回大田区青少年問題協議会と記載されているもの
- です。また、

- ・ 資料 3
- ・ 闇バイト対策取組状況一覧表
- ・ ワークシート「闇バイトから青少年を守るための地域連携について」
- ・ 座席表
- ・ チラシ「ファミリー e ルール講座」
- ・ リーフレット「子どもの大切な未来 守れていますか？」
- ・ アンケート用紙

以上の 6 点は机上に配付をさせていただいておりますので、御確認ください。

また、前回の会議の後に、アンケート用紙を御提出いただいた皆様、ありがとうございました。御意見を概要として資料の 3 にて抜粋させていただきました。御回答くださった方には写しを机上配付させていただきましたので、今回の審議の中で委員の皆様と共有いただけますと幸いです。

次に、次第 2 の委員紹介でございます。

資料 1、大田区青少年問題協議会委員名簿を御覧ください。タブレット上に配信させていただいております。本来であれば、お一人お一人、皆様を御紹介させていただきたいところですが、会議の簡略化を図るため、大変恐縮ですが、資料 1 の名簿にて代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そして、本日は、オブザーバーとして、生活安全担当課長の熊谷課長、そして、指導課長の木下課長に御出席いただいております。

それでは、ここから議事に入ります。

ここからの進行は、座長の青木先生にお願いいたします。

○青木座長 東京成徳大学の青木でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

前回、7月の協議会においては、委員の皆様から様々に現在の取組状況等について御意見いただきまして、いろいろな状況が分かったかと思えます。本日は、さらにここから、闇バイト等について、どのような形で連携を図っていけるかというようなことについて議論を進めていきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、次第に沿って審議に入ってまいります。

初めに、次第3、(1)令和7年度テーマ「闇バイトから青少年を守るための地域連携について」、①前回審議内容の振り返りについて、青少年・生涯学習担当課長から説明をお願いします。

○竹田青少年・生涯学習担当課長 それでは、スライドに沿って説明をさせていただきます。まず、本日の説明資料の目次を開かせていただきます。目次番号1から3について説明をいたします。

まず、本任期の進め方について御確認いただきます。本任期は、令和7年度から8年度の2年間にわたり、全4回の協議会開催を予定しております。今回はその第2回目となります。審議内容は、一つ目が、闇バイトから青少年を守るための地域連携についてという個別テーマ、二つ目に、この協議会自体の在り方の検討です。7月に開催した第1回目の協議会では、協議会に関する在り方検討の趣旨の説明に加え、「闇バイトから青少年を守るための地域連携について」に関する審議として、近年社会問題となっている闇バイトから青少年を守るための各団体の現在の取組について、情報共有いただきました。

前回お寄せいただいた闇バイト対策の取組状況をこちらの表にいたしました。なお、詳細は、別紙3として机上に配付しておりますので、併せて御覧ください。

こちらの表を見ていただきますと、既に多くの団体や御家庭で問題意識があり、それぞれに課題や今後の可能性について意識されていることが分かります。また、教育機関でも防犯教育や注意喚起、周知啓発に取り組んでいることを共有いただきました。例えば、教育機関では、外部講師による講演やセーフティー教室の開催といったよう

に、通常のカリキュラムとは別に防犯教育を組み込んでいます。また、御家庭でも、お子さんとの対話やスマホのセキュリティーを設定し予防していることや、保護者間での情報共有の重要性についても御意見をいただきました。

意見交換を通じて、オンラインゲームや推し活など、闇バイトの発端につながる危険性の高いSNSに重点を置いたリテラシー教育の拡充の必要性、たくさんの情報があふれる社会の中で、青少年に重要な情報としていかに注意喚起するかということが共有の課題として見えてきました。さらに、こどもたちの印象に残る方法としては、学校の授業などの体験を通じた啓発が重要ではないかという御意見もいただきました。

前回までの審議をまとめますと、現在、各団体で年齢ごとの防犯教育や各種広報の実施などが既に行われていることが分かります。そして、各団体にそれぞれ、または共通の課題がある状態と言えます。また、取組の中でも、警察機関による出張講座や広報媒体などのツールを活用することで効果的な啓発につながっていることが分かります。これらのことから、闇バイト対策をさらに発展させ、青少年が犯罪に巻き込まれない社会、治安のよいまちにつなげるためには、団体ごとの課題に対して、防犯教育、周知啓発の取組を強化し、促進することが第一歩になります。

団体の取組を強化することは、おのずと関係機関相互の連携を生み出すことにつながり、さらなる取組の促進につながることが期待できます。この好循環こそ、気づき、つなげる地域づくりの実現に結びつくと考えられます。

本日、神山連合会長は会議が重なりまして御欠席をされておりますが、地域連携についてのお考えをお預かりしておりますので、御紹介させていただきます。

羽田地区では、中学校の生徒会と年に一度、話合いの場を設け、こどもたちとのコミュニケーションを図る取組を進めているようです。そのような席で、こどもたちから、いつもありがとうございます。これからは私たちが恩返しをしたいといった温かい言葉をいただき、大いに感銘を受けられたとのことでした。さらに、その言葉に応えるように、祭りの準備には生徒たちが積極的に協力してくれたそうです。このことから、地域のつながりがこどもたちの未来にとって重要であることを改めて実感されたとのことでした。また、地域の安心安全、そして未来を築くためには幅広い世代の協力が欠かせず、地域全体で力を合わせることで、よりよい地域づくりを進めていきたいという強い思いを語っていただきました。

前回の審議内容の振り返りについては以上でございます。

○青木座長 ありがとうございます。

こうした前回の審議を受け、ただいま事務局より、既にそれぞれの団体が取り組んでいる内容を強化、促進することが、気づき、つなげる地域社会の実現につながるのではないかと提案がありました。

今回の会議の中で、取組の強化、促進に向けた具体的な手法について協議を行っていきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異論なし)

○青木座長 異論がないようですので、青少年・生涯学習担当課長、次第、②闇バイトから地域を守るための地域連携について、これから意見交換をしていただくに当たり、説明をお願いいたします。

○竹田青少年・生涯学習担当課長 続きまして、説明させていただきます。

本日、防犯教育、それから、注意啓発の取組を強化する方策につきまして、皆様に意見交換をいただくに当たりまして、画面に表示しておりますワークシートを御用意いたしました。

現在の取組に課題解決の手法を掛け合わせることで、取組の強化、促進となるアイデアを出していただきたく思います。例えば、これまで防犯の講演を実施してきたが、ほかのイベントと同時に開催することで参加率が向上し、より多くの方に防犯意識を高めていただくことができるといった形です。これから取組を始める団体の場合は、後半に向けて今後取組ができそうなこと、それから、公募委員の方は、身近な環境でこんな取組があったらどうかといった視点でお考えいただけると幸いです。

書き入れるキーワードの参考として、前回の会議の中でいただいた意見を並べております。机上にワークシートを印刷したものを配付しています。

そして、参考ですが、こちらは、前回紹介いたしました他自治体で実施している闇バイト対策の事例をまとめたものです。青少年を対象とした闇バイト防犯教育である闇バイト判別クイズや追体験ゲームなど、こどもが興味を持ちやすい参加型コンテンツを紹介させていただきました。このほか、インターネットや電子メディアが持つリスクからこどもを守るため、保護者や学校教職員向けの指導資料など、こども自身ではなく、青少年と関わる大人に向けて発信している事例もごございます。

画面にこれから表示させていただきますけれども、こちらは、東京都の保護者向けの啓発事業、ネッツグTokyo及びファミリールール講座です。チラシとリーフレ

ットを机上に配付させていただいておりますので、御覧いただけますでしょうか。

ファミリールール講座については、今年度、青少年対策地区委員会の研修会で活用し、「ネットトラブルから青少年をまもるために」をテーマに、民間アドバイザーの方を派遣いただき、研修を実施した実績があります。意見交換いただくに当たり、これらの先行事例についても御紹介をさせていただきました。

説明は以上となります。

○青木座長 ありがとうございます。

今紹介のあった事例ですと、東京都でも保護者向けの資料配付や学校向けの出張講座、警察の出張講演、講座等が行われているような事例がありました。これらの事例等も踏まえ、皆様が所属している団体で、このようなことをしたら、こどもの異変に気づき、また必要な情報を関係者で共有できるかもしれない、有効かもしれないといった方法について、アイデアや意見交換を行っていただければと思います。

また、机上にワークシートが配付されています。現在の取組について、他の取組と組み合わせることでより強化されることや、現在取り組んでいることがなくても、こういった連携ができたらといったことについて意見を上げていただく時間としたいと思います。

これについては、最後に事務局に集めていただきますので、ぜひ、皆様のアイデアなどを記入していただくようお願いをいたします。

それでは、意見をいただく時間としたいと思いますので、どなたか発言いただける方、挙手いただければと思います。いかがでしょうか。

そうしましたら、佐川委員、前回、協議会で発言していただく時間がなかったかと思っておりますので、何か御意見いただければと思います。よろしく申し上げます。

○佐川委員 大田区保護司会の佐川でございます。

アンケートにお答えはさせていただいたのですが、我々、法務省のボランティア団体の一つである保護司会という組織で今活動をしています。そして、法務省が毎年、犯罪白書というものを12月に発行されております。少年犯罪の件数は、警察の方々がよく、我々より御存じだと思いますが、長期的には減少してきた一方、近年は再び増加傾向が見られること、また、内容がより深刻化、巧妙化していることが指摘されているということ、これは青少年の問題が、数の問題から、質と背景の問題へ移行していることを示していると受け止めております。

そして、青少年が闇バイトという名の違法行為に、無自覚のまま加担し、人生を大きく踏み外してしまう、このような悲劇を未然に防ぐには、私たち保護司会に課せられた喫緊の課題であり、地域全体の責務でもあると考えております。単にやってはいけないと伝えるだけではなく、現実の中でどのように若者の心に響く言葉と方法で警鐘を鳴らしていくかが問われていると考えております。

そのためには、注意喚起や啓発を一過性にとどめず、若者自体の視点を取り入れた共感型のアプローチ、家庭、学校、地域が連携して取り組む多重的な支援体制の構築、そして、仮に関与してしまった場合でも、再出発を支える更生支援の仕組みと有機的な連動が不可欠だと考えております。以上でございます。

○青木座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。何か積極的に御発言いただければというふうに思います。

それでは、常安委員、いかがですか。何か御意見いただければと思います。

○常安委員 民生児童委員の常安と申します。いつもありがとうございます。

特に闇バイト等の犯罪に関わる情報収集というような活動は行っておりませんけれども、私ども民生・児童委員と主任児童委員は常に担当地区におりますので、担当する地区からの生の情報というんでしょうか、そういった情報をなるべく多く吸い上げて、関連機関と共有をするというような活動をすれば、少しでもお役に立てるのかなというふうには思っております。

○青木座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。現在の取組、いろいろいただいている中で、何かの取組と組み合わせるとこんなことができるんじゃないかみたいなことで意見をいただけるといいかなと思います。それ以外でも結構ですので、御自由に御発言いただければと思います。

松本委員、いかがですか。何か御発言いただければと思います。

○松本（君）委員 お世話になっております。青少年委員の松本でございます。

私たちが行っている行事、Oh！！盛祭とかOTAふれあいフェスタとかというところで、大きな行事をさせていただいているんですけども、その中で、こういうような啓発のポスター等があれば、配布する機会はたくさんあると思いますので、皆さんに周知していただくにはいいことではないかなと思っております。

また、青少年委員とこどもたち、Oh！！盛祭に関わっている実行委員との会話等

が結構ありますので、そこでいろんな話をしていると子どもたちの実態がとてよく見えてきますので、とても会話は大切ではないかなと思っております。これからもそれで続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○青木座長 ありがとうございます。

ほか御意見はございませんでしょうか。

じゃあ、お願いいたします。

○川村委員 日本工学院専門学校の川村です。

前回の会議のときに、学生たちにどういった形で伝えているかということで、本校の場合、入学時にオリエンテーション期間というのがあったり、常時ホームルーム、クラス担任制をしいていますので、ホームルームを開催したときにというようなことで、情報モラルであったり、ネットリテラシーというようなことに触れさせていたたりする機会は設けていますということだったのですが。

ちょっと私、考えるところで、やはり知識としての注意喚起というのは当然必要なんですけども、それだと、どちらかという学生のほう、受け身のような状態になってしまいますので、先ほど紹介の事例にあった、やはり疑似体験的なものも一緒にセットにして行くと非常に効果があるのかなということで、前回、多分紹介いただいたと思うんですが、「レイの失踪」みたいなゲーム的な要素を含めたものとか、そういうのをこちらのプラスアルファの課題解決の手法としてセットで組み入れることによって、自分で操作して、判断力とかも含めて、身につけさせることができるのではないかなというようにところを一つ感じています。

それと、二つ目に、本校、やはり専門学校で、いろんなカレッジ、学科がある中で、これは既にもう実施されていることなんですけども、やはり制作活動を行っている学生がいます。例えばデザインカレッジのほうでいいますと、いろんなポスターを作ったりしているんですね。その中で、既に事例として、交通安全のポスターを作ったりというような活動にも取り組んでいたりしますので、テーマが交通安全であったり、闇バイトであったり、いろいろなテーマがあるかと思うのですが、そういったような活動を通して、今までの制作活動に対して、そういう取組を行うというのを盛り込んでいくと、教えられるものから、今度は自分たちがつくる文化のほうに変わっていくのではないかなというふうに思います。同世代の学生たちがそういったものをつくることによって、自然に浸透していくという効果も期待できるのではないかなというふうに

思っています。

あと、もう一つ、三つ目として、ちょっと考えたこととして、本校の場合、いろいろなイベントを打つ機会がありますので、イベントの特性にもよるんですけども、そういうイベントの中で、こういう闇バイトを含めて、何かこう、コーナー的に入っていただいて、体験させていただくという、うまくマッチングが取れると、そういう機会ももしかするとつくり出せるのではないかなというふうに考えています。

思いつきで申し訳ないんですけども、こういったようなことを考えてみました。以上になります。

○青木座長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

じゃあ、東使委員、お願いいたします。

○東使委員 公募委員の東使と申します。

前提について、1点触れさせていただき、意見として、二つ述べさせていただければなと思っています。

前提といたしまして、やはりこういった問題でいくと、SNSの在り方というのはすごく今変化しています。私、今、25歳ですが、当時はLINEが主流でしたが、今はインスタ、ティックトックと、LINEをあまり使わない子たちがすごい多いというような話もよく聞きますし、そういった中で、毎年、こういった施策に関してはアップデートしていく必要があるのだろうと改めて思いましたという前提と、意見としては二つありまして、一つは、チラシ、ポスターによる啓発というのもやられているかなと思っています。その中で、やはり民間事業者とのコラボというか、提携というのも非常に重要だと思っています。やはり携帯、初めてスマートフォンを買うというタイミングで、しっかり親御さんとお子さんが会話するという中でも、例えば携帯ショップで、その大田区が作ったチラシを一緒に配布してもらうなどの施策もできるかなと思いましたがというのが1点です。

二つ目が、こども向けの教育ということで、私自身、もう10年前とかになるんですけど、生徒会長をやっていたときに、当時、10年前なのでちょうど東日本大震災が起きて、まだ2年、3年というときでした。当時、生徒会で、今もやられてるかもしれないんですが、池上会館で、大田区全体の中学校の生徒会が集まる場があって、その中で、地震とか防災についてどう考えるかというのを話した記憶が私の中にありま

して。当時、地域との連携、特に中学生になると、自分が逃げるのももちろんですが、助ける側にも回らなきゃいけないという話があって、その中でそれぞれの中学校がどういうことができるかというのを当時議論しました。それも、中学生、当時、自分にとってすごく東日本大震災というのが強烈な印象があったのと同じように、闇バイトもきっと今の子どもたちにとってもインパクトのあることだろうなと思いますので、そのテーマにおいて、生徒会というのをうまく活用して、生徒会を起点とした自分事化した発信とか啓発というのを、大田区の生徒会であればできるかなと思いますので、そういった議論の展開というのものもあるのかなと思って、意見させていただきました。以上です。

○青木座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

今、中学校の生徒会の話出ましたので、中学校の校長会の会長、中野委員、いかがでしょうか。

○中野委員 中学校長会会長の中野でございます。

学校でやっていることとしては、前回は申し上げたと思うんですけども、防犯教室ですとか、セーフティー教室、あと、こういったSNSの使い方については企業の方に来てもらったりして、年間で数回、子どもたちには教育しているところでございます。とは言っても、特効薬になるかというとなかなか難しいのかなというふうに思います。

それで、心がけているのは、いわゆる闇バイトをしているという実態、今のところ中学校ではないんですけども、それにつながるようなおそれがあるというところでは、オンラインゲームを通じて成人と知り合い、それと付き合うようになって危険な道に進んでしまうというような事例はあります。

そんなにたくさんいるわけじゃないんですけども、そういう子どもたちは、やはり学校という組織の中で、なかなか友達同士とのつながりがやっぱり希薄な子が多いのかな、と。どうしても不登校になってしまったりとか、同年代の子どもたちと関わることがない生徒が比較的多いのかなというふうに思います。やはり学校というところで、友達と一緒に勉強したり遊んだりする楽しさですとか、自己肯定感を高めて、自分が周りから認められる機会を増やすとか、そういうところから、そういう入り口のほうに行かないようにするのが大切なのかなというふうに思っております。

先ほどありましたように、今、子どもたちの中で、例えば学校のルール、今、校則って結構話題になっていると思うんですけども、校則の見直しに、同じようにこういった形で、今まででしたら職員会議で決めていたようなものを、教員、そして生徒代表、それから地域の方、あと弁護士さんにも本校では来てもらったりするんですけども、そういった同じテーブルに着いて、自分も同じように意見が言えるんだという形で、子どもたちも意見表明ができるということで、より積極的に社会に参加できるということで、そういったことが自己肯定感につながるというところで、なるべくそういう道に行かないような教育というのは、これ、時間はかかると思うんですけども、そういった形で、今、子どもたちもどんだんだんだ表舞台にというか、そういうふうな心がけを今、中学校では行っているところでございます。以上です。

○青木座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。では、お願いいたします。

○茨田委員 大田区少年少女団体協議会の茨田尚と申します。少年少女団体協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団のまとまった組織でございます。

今回のテーマ「闇バイトから地域を守るための地域連携」、これ、この地域を守るための地域連携って、闇バイトだけじゃなくて、例えば災害からとか公害から、ごみの問題とか、取り組むテーマとしては非常に地域を、こういった問題に取り組む形としては、表現としては非常に取り組みやすいのかな。

これが、闇バイトというのは、防災だとかほかの地域の様々な問題に比べると、まだ歴史が浅いものですよ。もう防災だとか震災だとか、ああいうのはもう古いから、みんなでそういった問題点だとか掌握しやすいんですけど、この闇バイトというのは、私もまだ自分の親族だとか周りで闇バイトでもって苦労したとか、そういうのは体験がなくて。詳しいことはよく分からないんですけど、そういったような、入っちゃうとなかなか、入るのは簡単だけど、なかなか出にくいというようなことで、破滅家庭が発生しちゃいますけど。これ、本当に潜在的にというか、予備軍というか、それが相当数多いのではないかな。実際に、それに手を染めた者は顕在化されて、社会問題化されて、犯罪者になってしまうわけですね。

例えば預金通帳なんかも売買とか、携帯の売買とか、非常に簡単なんですよ、携帯電話。預金通帳の売買、最近は金融庁からもいろんな行政指導があって、なかなか作らせないというか、身元がはっきりさせなければ、そういう転売できないための通

帳とかというのは、そういうのは規制はしておるんでしょうけれど、簡単に手を染めちゃうような、そんなことに、みんなでそういうものを危機感を持って、いろいろと、何かそういうことがあった場合は相談しましょうとかって言いますが、じゃあ、果たして相談して効果があるのかな、自分の場合は、その相談に向いているのかどうか、何か怒られちゃうんじゃないかなとか、なかなか相談もしづらいのが実情かなと思っ。ちょっとそんなようなことを感じてお話をさせていただきました。

○青木座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、こうしたいろいろな団体からの取組のお話とか、今後こうしたらいいじゃないかというお話もありましたので、所管警察の担当者様のほうから、何か御意見いただければと思いますので、どなたか代表して御発言いただくことは可能でしょうか。

木村委員、いかがでしょうか。

○木村委員代理 そうですね、なかなか警察の情報というのは表に出せないものが多いので、情報の共有という部分になると、皆さんに共有できるものが少なく、大変心苦しいところもあるのですが。

警視庁では、闇バイトの啓発は、もちろんその対象となるような年齢、高校生、大学生、そういったものに対する教育も当然やっているのですが、小学校高学年から、ある程度理解できる年齢に達したら、そこから始めようということで、現在、小学校高学年を対象に、闇バイトであるとか、あと薬物の乱用とか、そういったものの教室を開いて、周知啓発活動をしているところでございます。

○青木座長 どうもありがとうございます。

そしたら、ちょっと時間の関係もありますので、御意見いただくのはここまでとさせていただきます。皆様、ありがとうございました。

それぞれのお立場の取組について、前回の協議からさらに議論を深めていただいたように感じます。進行の都合により、全ての団体の御意見を発表いただくことが難しく恐縮ですが、今回の意見について、改めて事務局でまとめていただき、提言に反映していきたいと思。皆様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議題に入らせていただきます。次第の（２）、青少年問題協議会の課題と今後の在り方検討について、青少年・生涯学習担当課長、説明をお願いいたします。

○竹田青少年・生涯学習担当課長 御説明させていただきます。タブレットを御覧ください。7月の協議会では、当協議会の設置目的と協議会発足の背景について説明をさせていただきました。現在の社会課題とは実態が乖離していること、加えて、今年4月に、こども・若者計画をこども未来部へ移管したことを機に、設置当初の目的に立ち返り、こどもを取り巻く社会課題に合わせて変遷してきた区の会議体の状況と照らして、青少年問題協議会の在り方を検討することとしました。今回は、これまでの青少協の歩みを踏まえまして、今後の方向性についてさらに深く踏み込んでまいります。

協議会の在り方の検討に当たりまして、戦後の青少年に関する課題と施策の変遷について、大きく五つの局面に着目して説明いたします。

第1の局面は、今から約80年前、戦後直後の混乱期です。

戦災孤児や浮浪児による少年犯罪が社会問題化したことを受け、非行少年の緊急保護対策として、青少年問題協議会設置法が施行されました。全国の自治体で協議会が発足しました。大田区でも昭和29年、大田区青少年問題協議会条例が施行され、当協議会が設立しました。

第2の局面は、高度経済成長期です。

この時期は、急速な都市化、工業化に伴い、青少年を取り巻く環境が悪化したとされています。少年犯罪の低年齢化、集団化、刃物を使った凶悪な非行が増加しました。この頃から、青少年に悪影響を及ぼす有害図書の取締りのほかに、積極的な青少年の健全育成のための環境整備が強く求められるようになりました。

大田区では昭和31年、青少年問題協議会の下部組織として、現在の青少年対策地区委員会（通称青少対に当たります）が結成されました。青少対はその後、昭和36年の都の指導をきっかけに、当協議会の下部組織というくくりから脱却し、各地区の独自性を持った自主団体となり、健全育成のための体験機会をこどもたちに提供するものとして定着していきました。

第3の局面は、安定的な経済成長の中で、核家族化の進展や価値観の多様化など、地域における青少年の育成環境が変容していく昭和50年代です。

窃盗、校内暴力、家庭内暴力、いじめ、不登校等、少年非行問題は多様化しました。その底流には人間関係の希薄化があると考えられています。この時期には、幼児教育学級の拡充等、子育て世帯への支援の体制整備が進んでいます。

次のスライドに移ります。第4の局面は、バブル経済からバブル崩壊以降の低成長

期です。

少子化によるこども同士の交流の減少や家庭の教育機能の低下が指摘される中、保護者によるこどもへの虐待が大きな問題とし、注目されています。また、ひきこもりが社会問題として大きく取り上げられるようになるなど、家庭での青少年問題に焦点が当てられています。

行政施策として、これらの個別課題に対応するため、要保護児童対策地域協議会、子ども・子育て会議、子ども・若者支援地域協議会など、複数の会議体が設置されています。一方で、少子化の進行、虐待、ひきこもりの社会問題化など、青少年課題の変容とともに、平成11年に国の青少年問題協議会法が改正されました。この改正によって、全国の青少年問題協議会の必置義務がなくなりました。

非行防止等の観点から、保護や矯正に関する計画などの総合的な施策の樹立について調査、審議するといった当初の役割は、時代の変化に伴い薄れていることから、要件が緩和され、一つの転換期を迎えたと言えます。

第5の局面として、現在の青少年を取り巻く環境について説明します。

現在、少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化などにより社会の在り方は移り変わり、青少年問題も多様化、複雑化しています。社会全体での情報化の進展に伴い、特に各種SNSサービスの展開によって、非対面式の新たなコミュニケーションが急速に発展しています。新型コロナウイルスの流行により、その傾向はさらに加速し、スマートフォンなどの情報端末を介して様々なトラブルに巻き込まれるケースも増加しています。

このような中、令和5年、こども・若者を取り巻く多様化、複雑化する課題に分野の垣根を越えて横断的、総合的にこども政策を推進するため、こども大綱が閣議決定されました。このように、社会の在り方を反映して青少年問題は変容し、それに応じて、行政の青少年問題への対応も移り変わっていることが分かります。

こうした時代の流れの中で、大田区の会議体は、社会課題の変容に合わせて、要保護児童対策地域協議会、子ども・子育て会議、子ども・若者支援地域協議会という形で対応してきた歴史がございます。一方、青少年問題協議会は、変わり行く時代とともに、所期の設置目的から次第に審議内容がかけ離れてきたのが現状です。非行対策という面から、同じベクトルを持つ補導連絡会や環境浄化推進委員会は、それぞれ平成29年に解散しております。

そして、次のスライドですけれども、こちらのスライドでは、発足当初の現在の変化を表した図となります。戦後混乱期の緊急保護対策としては、青少年問題協議会のみが残り続けています。そして、当初の設置目的である戦後混乱期の緊急保護対策は、現在、国が目指すところの全てのこどものウェルビーイングを達成することもまんなか社会の実現とは異なること、また、本来想定されたものではないものの、子ども・若者計画の計画審議を行ってきた経過がありました。令和7年度に、この計画も子ども未来課に移管したことを踏まえて、理念と実態のどちらにおいても青少年問題協議会は役割を終えており、解散することが適切であると考えております。

しかし、当初の設置目的として想定されたものではないものの、子ども・若者計画の策定、検討してきた実態、地域の青少年支援に関わる関係団体に御参加いただき、その意見を反映してきた経過から、青少協の解散後、今後の子ども・若者施策に地域の青少年に関わる団体や学識者の意見を反映できるのかという懸念がございます。その懸念について、次のスライドより、国と大田区の子ども施策の現況について触れてまいります。

現在の区の子ども施策は、子ども基本法に基づく子ども大綱を勘案して、市町村子ども計画を策定し、施策を推進することを掲げています。そして、総合的かつ一体的に子ども・子育て施策を推進するため、令和7年度に子ども未来部を設置しました。子ども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年度に施行されたものです。

条文の中で、基本的な方針、重要事項を定めた子ども大綱を勘案した自治体子ども計画を各自治体において策定し、子ども施策全般の一般的、総合的な計画推進を行うことを市町村の努力義務としています。これを受け、区は、子ども大綱を勘案し、子ども・子育て施策に全体として統一的に横串を刺し、総合的かつ一体的な取組を進めるといった考えの下、3計画の統合や計画を調査審議する大田区子ども未来会議を組織しました。大田区でも、子どもまんなか社会の考え方に沿い、子ども、若者の当事者の声や子ども・若者支援に携わる地域の関係者の意見を各施策に反映していく体制を築いております。

これらの子ども基本法に基づく区の子ども施策は、子ども分野の計画のみで独立するのではなく、ほかの個別分野の計画とも連携、調整を図っていくことを掲げてい

ます。また、スライドにお示ししているように、専門的、個別の議題を扱う会議体や、地域で活動される方同士の情報共有や意見共有の場としても機能している会議体など、現在、区内には様々な会議体があります。今後もこうした場を通して、人と人がつながる豊かな地域づくりと、こどもまんなか社会の実現を目指してまいります。

そして、こちらでもう一つ、青少協を解散すると、青少年対策地区委員会への影響がございますので説明させていただきます。

青少対は、現在、区長の附属機関である青少年問題協議会の会長である区長から委員の委嘱を受け、区が各地区の青少年対策地区委員会に業務委託することで、地域における青少年健全育成事業を実施しています。この点において、どのような影響があるのかについて説明いたします。先ほど青少年施策の変遷の説明においても触れましたが、青少対は、当初、青少協の下部組織として成立しました。しかし、昭和36年の都の指導をきっかけに、青少年問題協議会から切り離されて、自主的な団体として活動しております。

ここで、地域における青少年対策地区委員会の役割について確認をしております。現在、大田区の基本計画におきまして、三つの大田区の共通課題を提示しています。

一つ目の共通課題は、少子化です。

平成27年、区の合計特殊出生率は1.21、出生率は5,897人でしたが、これをピークに減少傾向にあり、令和5年には0.96、4,548人にまで減少しています。また、区の0歳から14歳の年少人口は、3,000人を越える転出超過が4年以上続いています。区の人口推計では、令和14年の年少人口は6万9,882人と、令和6年の7万5,472人から約5,600人程度減少する見込みです。この状況を踏まえ、こども・子育て施策や教育施策にとどまることなく、区の総力を挙げて国が示すこどもまんなか社会の考え方を踏まえた取組や、子育て世帯の定住促進につながる子育て環境の充実などを一層推進することが求められています。

二つ目の共通課題は、つながりの希薄化です。

都市部におけるつながりの希薄化はこれまでも危惧されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による他者との直接的なコミュニケーションの大幅な制限は、孤独、孤立の問題を一層顕在化、深刻化させました。区においても、区民のおよそ4人に1人が、ふだん社会からの孤立を感じるという調査結果が示されており、また、独り暮らしの高齢者も今後ますます増加していくと見込まれています。他

者とのつながりの重要性を強く認識し、人と人との交流が豊かな地域づくりや居心地のよい場所の充実が求められています。

三つ目の共通課題は、担い手不足です。

日本の15歳から64歳の生産年齢人口は、平成7年の約8,700万人をピークに減少し、令和5年には約7,400万人となりました。この傾向は今後も続くことが見込まれています。区においても、福祉分野やものづくり、商業分野における後継者不足のほか、自治会、町会や地域活動団体の担い手不足が課題となっています。新たな担い手の確保に加え、生産性の向上や将来の地域人材の育成に向けた取組を進めることが求められています。

以上のことから、地域とのつながりが希薄化し、若年層の地域への愛着の形成、将来の地域人材の発掘、育成が課題となっていること、そして、人口減少、少子高齢化の進行する社会においては、地域活動の活性化や行政と地域団体との連携、協働が重要であることが分かります。

こうした中で、現在、青少対は、区内18地区ごとに独自または連携して活動し、地域における青少年の社会教育に重要な役割を担っており、青少年に学びと体験を通じた人と人とのつながりを提供しています。また、将来の地域活動を担う人材の発掘、育成と青少年と地域をつなげるかけ橋としても機能しています。

区は、令和7年4月1日付組織改正により、生涯学習やスポーツ、文化芸術と地域の活性化を一体的に推進し、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活できることを目指して、地域未来創造部、青少年・生涯学習担当課長を設置しました。現在の青少対の役割は、地域における青少年への学びと体験の提供であり、社会教育に重要な役割を担っていること、また、リーダー講習会などを通じた地域人材の担い手の育成の土台となっております。

このような趣旨から、青少年問題協議会を解散した後は、青少年対策地区委員会の委員を地域において学習、体験機会の提供を通じて社会教育を実践し、人づくり、地域づくりの役割を担う存在として、区長が委嘱することで、区は、青少対との連携、協働、人づくりを軸とした地域づくりというアプローチから、区の目指す姿を推進してまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○青木座長 ありがとうございます。

ただいま事務局より、この協議会の発足当初から現在に至るまでの青少年を取り巻く社会情勢や区のこども施策の変遷に関する説明がありました。

振り返ると、当初の設置目的から現在の会議の主な内容は大きく離れていることが分かります。また、現在の国や区のこども施策の在り方についての方針も、こどもまんなか社会の実現を軸に、計画の策定、進行管理体制が築かれていることが分かりました。

それらの状況を踏まえ、青少年問題協議会は当初の役割を終えたこと、また、青少年問題協議会設置当初にはなかった複数の会議体により、青少年を取り巻く多様化、複雑化する課題に対応してきていることから、青少年問題協議会は、時代に適応し、解散することが望ましいという提案がありました。

また、その一方で、現在、青少協会長より委員委嘱を受けている青少対は、依然として地域において、学習、体験機会の提供を通し社会教育を実践し、人づくり、地域づくりの役割を担う存在であり、重要かつ必要不可欠な役割を担っていることから、青少年問題協議会解散以降は、大田区長から委員委嘱をするということです。

このことについて、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

金田委員、よろしく申し上げます。

○金田委員 すみません、青少対の会長会の会長をしております金田と申します。着座にてお話しさせていただきます。

私も非行が横行していた時代を知っていますので、あの時代に比べると、今の状態というのは、もう本当にそれが全てじゃないんですけど、いろいろ解決をして、この青少年問題協議会が解散されるというのは非常にうれしいというか、感無量な感じがいたします。その一方、そのためにつくられた青少対という組織が、実は今もう全然違う形に変わってしまっていて、今、事務局から説明あったとおり、地域の人材づくりと、やっぱりその地域をつなぐ役割というのがすごく大事になっております。ですので、今みたいなお話を受けて、我々も非常にうれしく思います。

その一方で、今のこどもたちというのは結局、そういうふうな問題が解決したことによって、ある意味インフルエンザのウイルスとワクチンみたいな関係と申しますか、いろんなワクチンが効いて流行が過ぎたところで、そうすると無菌状態が起こるんで、こどもたちがやっぱり弱くなるんですね。生きる力が、今のこどもというのはちょっと、昔のやんちゃな時代に比べると弱くなっているという印象を受けます。ですので、

やっぱりこういうときに、もし何か犯罪の種みたいなのが、ちょっと悪い大人が出てきますと、わっと感染して、何か問題が広がる危険性も今の状態ではある。

そうした時のためには、青少年問題協議会が解散した後の、そういうふうな犯罪の芽といいますか、子どもたちに悪影響を与えるようなものというのをいち早く情報収集して、警察の方々とも連携をして、そして、それに対する対策をスピーディーにやっぱり打っていく必要があるのかなど。だから、こういうふうなことを今後検討していけるような委員会というか、そういうものをまた再編、考えていただきまして、青少年問題協議会のような大きな形にはないにしても、スピーディーにこういう対策を打っていけるような委員会の設置を望むところではあります。

子ども大綱とか子ども未来部という、今の組織、そういうところにも、やはりそういうような何か、青少対と関わったり、また、教育委員会と青少対との関わりというのも今後いろいろと絡んでくると思いますけども、そういうのもやっぱり横に刺していけるような、我々も組織を目指したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○青木座長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○竹田青少年・生涯学習担当課長 金田会長、大変ありがとうございました。

今、金田会長が、どこか新しい会議体というふうにおっしゃっておいりましたので、一つお話しさせていただきますと、青少年問題協議会、当初、戦後の非行問題、非行少年の対策として協議会が設置をされたんですけども、その後、時代がこう流れてきまして、非行一つではなくて、非行一つを取っても本当に複雑化、多様化しております、一つの所属では解決ができなくなっているようなところでございます。時代の流れに応じて、様々な会議体ですとか、様々な支援制度が今生まれておまして、何か、例えば話し合いをしたいといったときには、本当にそこに、その課題に対応できる適切な協議会が中心になりまして、先ほど横串を刺してというお話もありましたけれども、また、分野横断的に対応できる体制が整っているところでございます。

青少協は廃止するという方向ですけれども、どうか御安心いただきまして、何か課題ですとか、話し合わなければならないようなケースが出た際には、関係部局もそうですけれども、関係機関、関係団体と一緒に御協力をいただきながら対応して

まいりたいと思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○青木座長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。御発言いただければと思いますが。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次回の会議では、今回の審議内容を踏まえて、提言の検討に移っていきたいと思います。

座長の立場で発言を許していただけるのであれば、今回、事務局のほうにこの青少協の歴史等、御説明いただいて、大変勉強になったんですけど、昭和29年ですから、1954年からこの青少協はあってというようなこととお話があったかと思いますが、70年以上の歴史のある会議体ということで、これまで本当に先人の皆様が大事にされて、いろんなことを審議して、いろいろと成果を出して、非行問題等、解決をされてきたようなところがあったんだろうということが改めて実感をいたしました。

本当にどの時代にもこどもの問題というのは、青少年の問題というのはあるかなと思いますけれども、新しい会議体に引き継がれても、しっかりと、関係団体、これだけたくさんある中で、本当にたくさんの人たちがこどもを見守っているんだというようなところの中で、しっかりとした取組、進めていっていただければと思います。

その関係で言えば、最初の1の議事のところにありました闇バイトへの対策というか、地域連携の取組というか、こういった部分についても、私、教育学をやっていますので、学生には、教育というのは、家庭と学校と地域社会でやってるものなんだという話で、その連携って大事なんだということは常々言ってるんですけども。やはりなかなか、そうは言っても家庭と学校の連携とか、学校と地域社会の連携とかというのは、言うはやすしで、なかなか難しいところもあると思いますけれども、いろんな方が集まってこういうふうな話ができるという会議体ですので、こういう貴重な場を生かしながら、地域連携、協働みたいなものをより一層進めていただければというふうに思っております。

それでは、事務局にお返しします。よろしく願いいたします。

○竹田青少年・生涯学習担当課長 皆様、限られた時間の中で御意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。

最初に、闇バイトにつきまして、いろいろとワークシートにも記載されている方がいましたら、事務局にお渡しいただくか、机の上に残して帰っていただけると幸い

です。本日は誠にありがとうございます。

次回の日程について御案内を申し上げます。

次年度の日程は、令和8年5月11日を予定に調整中でございます。日程の詳細につきましても、確定後、引き続き委員を委嘱させていただき皆様へ通知を送らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回青少年問題協議会を閉会いたします。皆様、大変ありがとうございました。

午後2時20分閉会